

第4章 都市公園の整備方針

4-1 都市公園の整備方針



本市の都市公園整備は、都市基幹公園である蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園をはじめ、身近に利用できる住区基幹公園や、歴史的な目的をもった特殊公園など、本市独自により配置を計画し整備を実施してきました。特に身近な都市公園である住区基幹公園については、土地区画整理事業や大規模宅地開発等により整備された公園で大多数を占めています。

①都市公園の整備現状と課題

a 都市公園の整備状況

本市の都市公園の整備状況は、住区基幹公園が106箇所(34.16ha)、都市基幹公園が2箇所(63.10ha)となっています。また、特殊公園が1箇所(2.07ha)、緑地が8箇所(7.44ha)となっており、これらを合わせると117箇所(106.77ha)の都市公園が整備されています。

【一人当たりの都市公園整備面積の状況】

一人当たりの整備水準では、都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積は、7.66㎡/人となっており、都市公園法整備標準(10㎡/人)より低い整備水準となっています。

都市基幹公園は4.53㎡/人となっており、整備標準(2.5㎡/人)を大きく上回る整備水準となっています。

その一方で住区基幹公園は2.45㎡/人となっており、市街化区域だけを見ても2.86㎡/人と整備標準(4.0㎡/人)より低い整備水準となっています。

本市の都市公園整備状況としては、都市基幹公園は十分に整備されているが、住区基幹公園の整備水準が低い状況となっています。

表4-1-1 都市公園の整備状況(都市計画区域内)

種 別		都市計画区域内整備量		
		箇所数	面積(ha)	㎡/人
住区基幹公園	街区公園	100	21.82	1.57
	近隣公園	6	12.34	0.89
	小計	106	34.16	2.45
都市基幹公園	総合公園	1	28.10	2.02
	運動公園	1	35.00	2.51
	小計	2	63.10	4.53
特殊公園	歴史公園	1	2.07	0.15
	小計	1	2.07	0.15
公 園 計		109	99.33	7.13
緑 地	都市緑地	8	7.44	0.53
緑 地 計		8	7.44	0.53
都市公園合計		117	106.77	7.66

表4-1-2 都市公園の整備状況(市街化区域内)

種 別		市街化区域内整備量		
		箇所数	面積(ha)	㎡/人
住区基幹公園	街区公園	83	17.11	1.77
	近隣公園	5	10.60	1.09
	小計	88	27.71	2.86
都市基幹公園	総合公園	0	0	0
	運動公園	0	0	0
	小計	0	0	0
特殊公園	歴史公園	1	2.07	0.21
	小計	1	2.07	0.21
公 園 計		89	29.78	3.07
緑 地	都市緑地	6	5.17	0.53
緑 地 計		6	5.17	0.53
都市公園合計		95	34.95	3.61

b 課題

都市基幹公園の整備水準に比べ、身近な公園である住区基幹公園の整備水準が低い状況であり、全体の整備水準を上げるために、市民ニーズに考慮した住区基幹公園の整備が必要となります。また既存公園については、安心安全に利用できるよう適切な維持管理や老朽化した施設の更新が必要となります。

都市基幹公園の蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園は、市内外の利用者数も多いため、安心安全に利用できるよう適切な維持管理や老朽化した施設の更新が必要となります。また、本市のシンボリックな公園である蓮華寺池公園は、更なる魅力の創出が求められています。

②都市公園の整備方針

a 基本方針

- ・整備水準の低い、身近な公園である住区基幹公園の整備を推進し充実を図ります。
- ・既存の都市公園の長寿命化について、計画的な再整備を推進します。
- ・緑の拠点である蓮華寺池公園は、適切な維持管理に努め、更なる魅力の創出するため、緑化推進重点地区として再整備を推進します。
- ・藤枝総合運動公園は適切な維持管理に努め、社会情勢に合わせた整備を進めていきます。



4-2 身近な都市公園の整備方針



本市の身近な公園である住区基幹公園の整備方針を定めます。

①身近な都市公園の整備状況と課題

a 身近な都市公園の整備状況

本市の身近な都市公園である住区基幹公園の地区別整備状況を、地区別の人口一人当たりの公園面積でみると偏りがみられます。岡部地区では、これまでの住区基幹公園の整備が進んだことにより公園面積が多い状況となっており、稲葉地区は河川改修に合わせて地区内外の利用を目的として整備した寺島河川敷公園により、公園面積が多くなっています。その他の葉梨地区、藤枝地区、青島地区は、土地区画整理事業や大規模宅地開発等に伴い公園整備がされてきたため、ある程度の公園面積が確保されている状況です。一方で、土地区画整理事業などの面的整備が少ない広幡地区や、南部地区の高洲地区や大洲地区の公園面積が他の地区と比べ、少ない状況となっています。

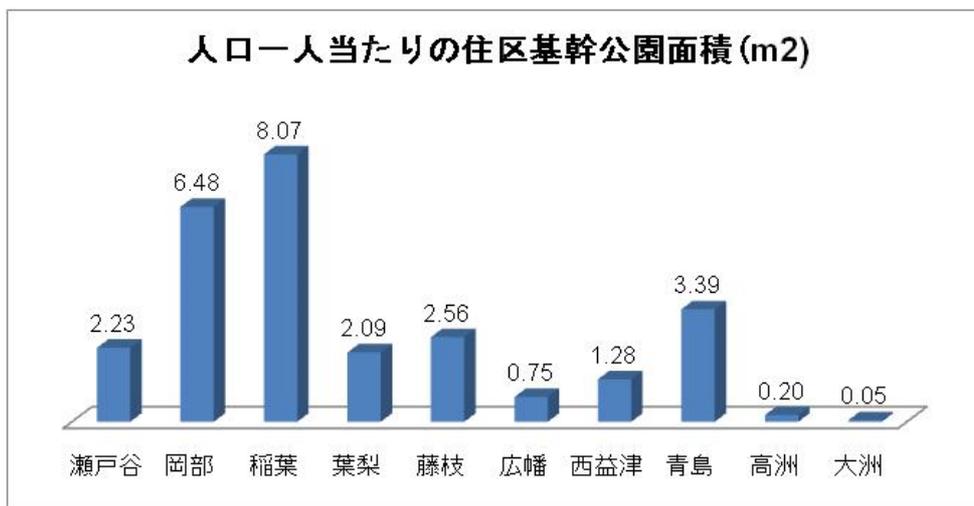


図 4-1-1 地区別人口一人当たり住区基幹公園面積

※地区別人口は都市計画区域内人口とし、H22 国勢調査等の数値を用いて算出

※都市基幹公園の蓮華寺池公園や藤枝総合運動公園を除いて算出

b ふれあい広場等を含めた地区別整備状況

本市には、都市公園が少ない地区に広場機能を補完するため、ふれあい広場が設置されています。また、宅地開発等により整備された都市公園に分類していない小規模な、その他の公園があります。ふれあい広場等が配置されていることにより、都市公園面積が低い地域においても、ある程度の広場の面積が確保されています。しかしながら、目安である住区基幹公園の整備水準の 4.0 m²/人より低い地区は、藤枝地区・広幡地区・西益津地区・高洲地区となっています。藤枝地区・西益津地区については、都市基幹公園である蓮華寺池公園が近隣に存在しているため、他地区に比べ身近な公園として補完されていると考えられます。

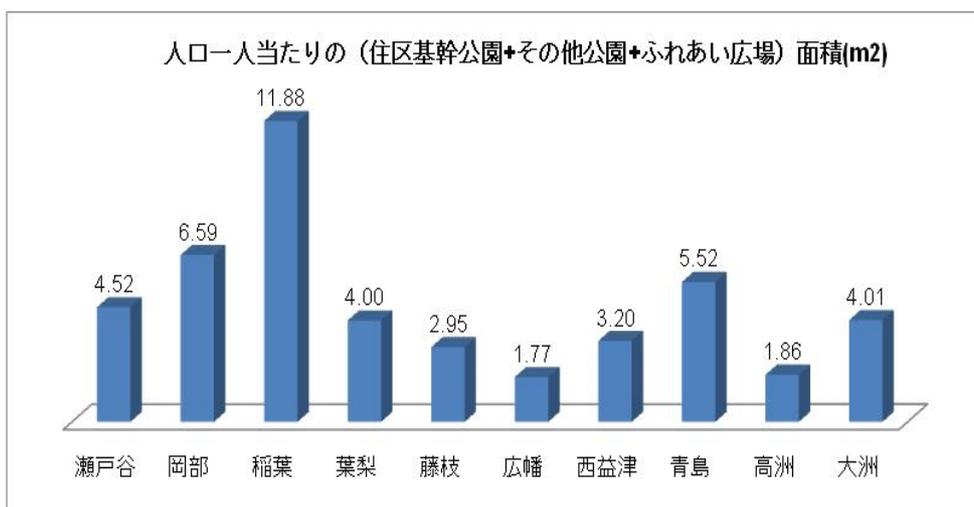


図 4-1-2 地区別人口一人当たり広場面積
（住区基幹公園+その他公園+ふれあい広場）

※地区別人口は都市計画区域内人口とし、H22 国勢調査等の数値を用いて算出

C 課題

身近な公園については、市内にバランスのよい配置が必要とされています。公園整備には、市街地にまとまった用地が必要なため、新たな整備は困難な状況ですが、市有地の活用のほか買収や借地による公園用地の確保を前提にした公園整備が必要となります。

また、都市公園が少ない地区では、子供の遊び場や子育て、健康づくり、休憩、地域コミュニティの形成、防災対策の場として活用できる身近な公園整備が求められています。

②身近な公園整備の方針

a 基本方針

整備水準の低い地域を優先して市内にバランスよく身近な公園の整備を推進し、そのために市有地の有効活用など公園用地の確保に努めます。

土地区画整理事業により、公園用地が確保されている広幡地区内の水守地区を緑化推進重点地区として推進します。

b 整備推進方策

- ・地域住民の子育ての場、交流の場、防災拠点の場となる身近な公園の整備は、整備水準の低い地域を優先して計画を策定し、計画的な公園整備を推進します。
- ・市有地活用の可能性や、ふれあい広場の都市公園化など、費用対効果も含めて地域の実状に合わせ、公園用地確保に努めます。
- ・ワークショップ手法等により地区の特性や住民ニーズを取り入れた公園整備を推進します。
- ・公園整備と並行し、協働による維持管理の充実を図ります。